

# 青森県報

号外第四十号

平成二十五年  
四月十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県新型コロナウイルス対策本部条例の施行期日を定める規則…………… (保健衛生課) …… 一

## 規 則

青森県新型コロナウイルス対策本部条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県新型コロナウイルス対策本部条例の施行期日を定める規則

青森県新型コロナウイルス対策本部条例(平成二十五年三月青森県条例第十一号)の施行期日は、平成二十五年四月十三日とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭